

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101)第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月6日

千代田町

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

千代田町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月27日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

【経営体数】

○法人 4経営体

○個人 53経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○担い手の分錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

本町においては、米麦作を中心に野菜、畜産等の複合経営が行われており、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。今後は更に農業従事者の高齢化及び減少が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、事業実施を図る。なお、地域の中心となる経営体及びその他の農業者にあつては生産者や地域の自主性の尊重を基本としつつ、農作業・経営の組織化・共同化による生産単位の拡大・農地流動化の推進等を基本に、需給動向や地域の実態に即し、合理的な土地利用を推進する。